

(設置)

第1条 本市の住居表示並びに町名及び町界整備に関する事項を調査審議するため、旭川市住居表示等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 住居表示に関する事。
- (2) 町又は字の区域及び名称の変更に関する事。
- (3) 町又は字の区域の新設及び廃止に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
- 2 特別な事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員を若干人置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長共に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年10月16日条例第34号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成元年11月規則第46号で、同元年11月18日から施行）

附 則（平成7年3月28日条例第10号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成7年4月規則第23号で、同7年4月15日から施行）

附 則（平成19年3月23日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年5月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日においてこの条例による改正前の旭川市住居表示等審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第1項第2号に掲げる者のうちから委嘱されている委員及び同項第4号に掲げる者のうちから任命されている委員の任期は、改正前の条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成19年12月18日条例第44号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成20年4月規則第40号で、同20年5月1日から施行）

●住居表示制度の概要について

1 住居表示とは

道路等で区切られた地域（街区）に街区符号（番）を付け、街区内の建物に住居番号（号）を付けて、町名とこれらを組み合わせて住所を表すこと。

町割りが大きな場合や複雑で分かりづらい場合は、同時に町の区域の変更も実施することがある。

2 住居表示実施の効果

- ・訪問者や緊急車両などがより早く目的地に着くことができる。
- ・各種集配について誤配・遅配が少なくなり、日常生活の利便性が向上する。

3 本市の住居表示の実施状況

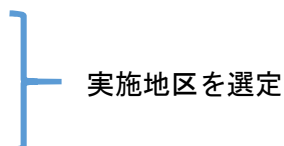
計画区域 7,841 ha

完了区域 5,611 ha（令和4年度末現在）

実施率 71.5%

4 実施地区選定の考え方

- ・地元住民・企業等の理解と協力
- ・住民の実施要望
- ・全市的な優先度合い



5 地域対応

- ・地域要望→要望のあった地域は、実施地区を選考する際に、優先事項とする。
- ・地域対応→説明会等を開催し、実施に向けての理解と協力を得ていく。
- ・住民等の負担→実施に伴い、住民には各種住所変更手続の負担が生じる。企業においては、名刺、封筒、伝票等の変更に伴う費用の負担が生じる。

●住居表示未実施地区の現状

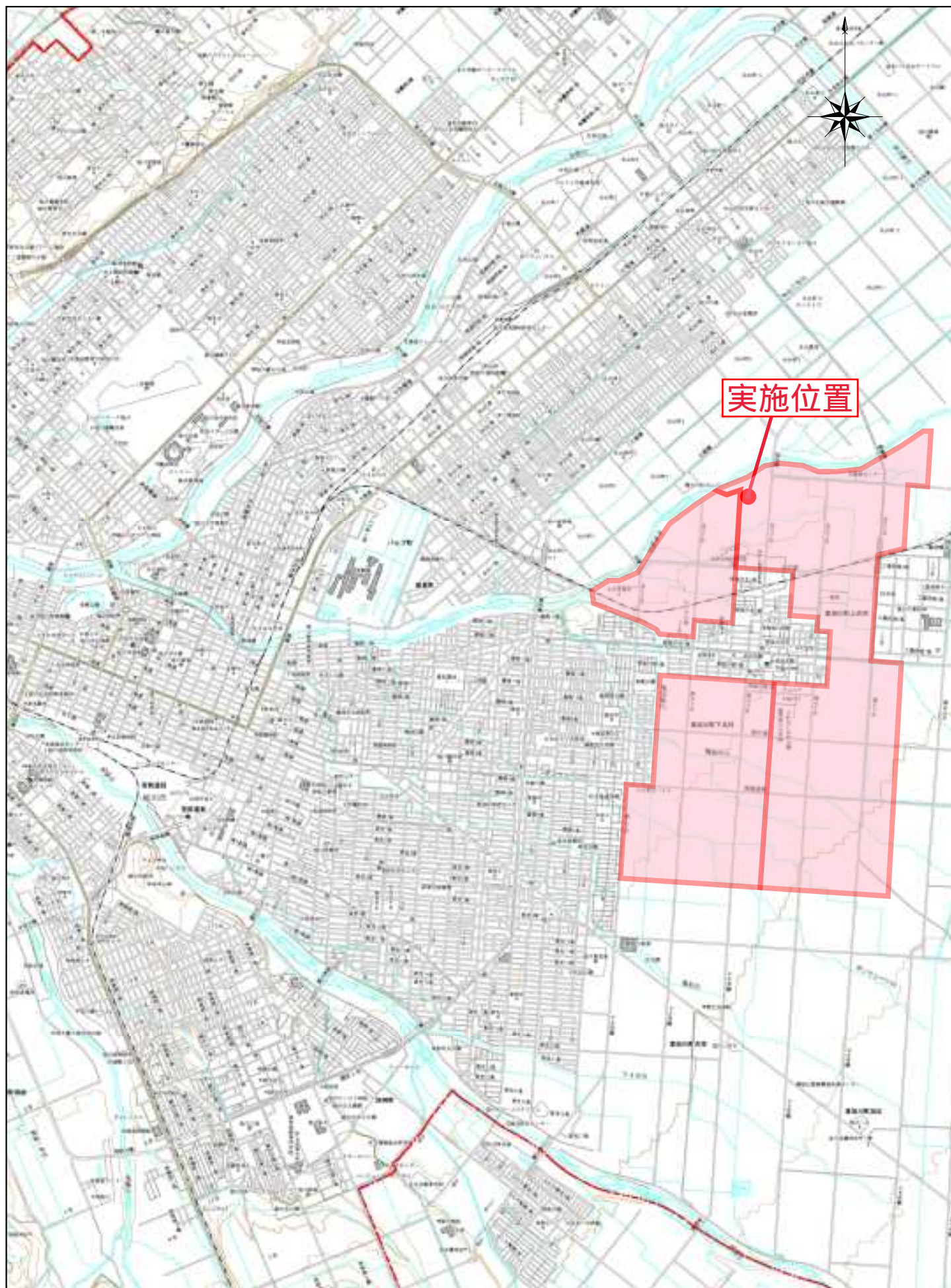
未実施地区		面積 (ha)	要望	未実施地区		面積 (ha)	要望
中央地区	各条通	475	無	永山地区	永山11・12条3・4丁目	11	無
	南各条通	4	無		流通団地	105	無
神楽地区	緑が丘	95	無		裏町	143	無
	西神楽	70	無	北星地区 (本町, 大町, 旭町, 北門町, 錦町, 緑町, 近文町, 旭岡)	579	有	
		34	無				
神居地区	神居	47	無	春光地区	春光町・大町3条	15	無
	忠和	26	無		花咲	7	無
新旭川地区	大雪通・パルプ町	63	無	春光台地区	95	無	
							パルプ町
	末広地区	末広(実業高校周辺)	29	無			
東鷹栖地区	東鷹栖各条	85	無				

参 考 资 料

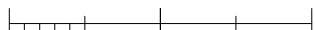
町の区域を変更するもの

町の名称	変更する町の区域の名称	変更する町の区域
東旭川町上兵村	東旭川町下兵村	同町の一部
東旭川町下兵村	東旭川町上兵村	同町の一部

位置図

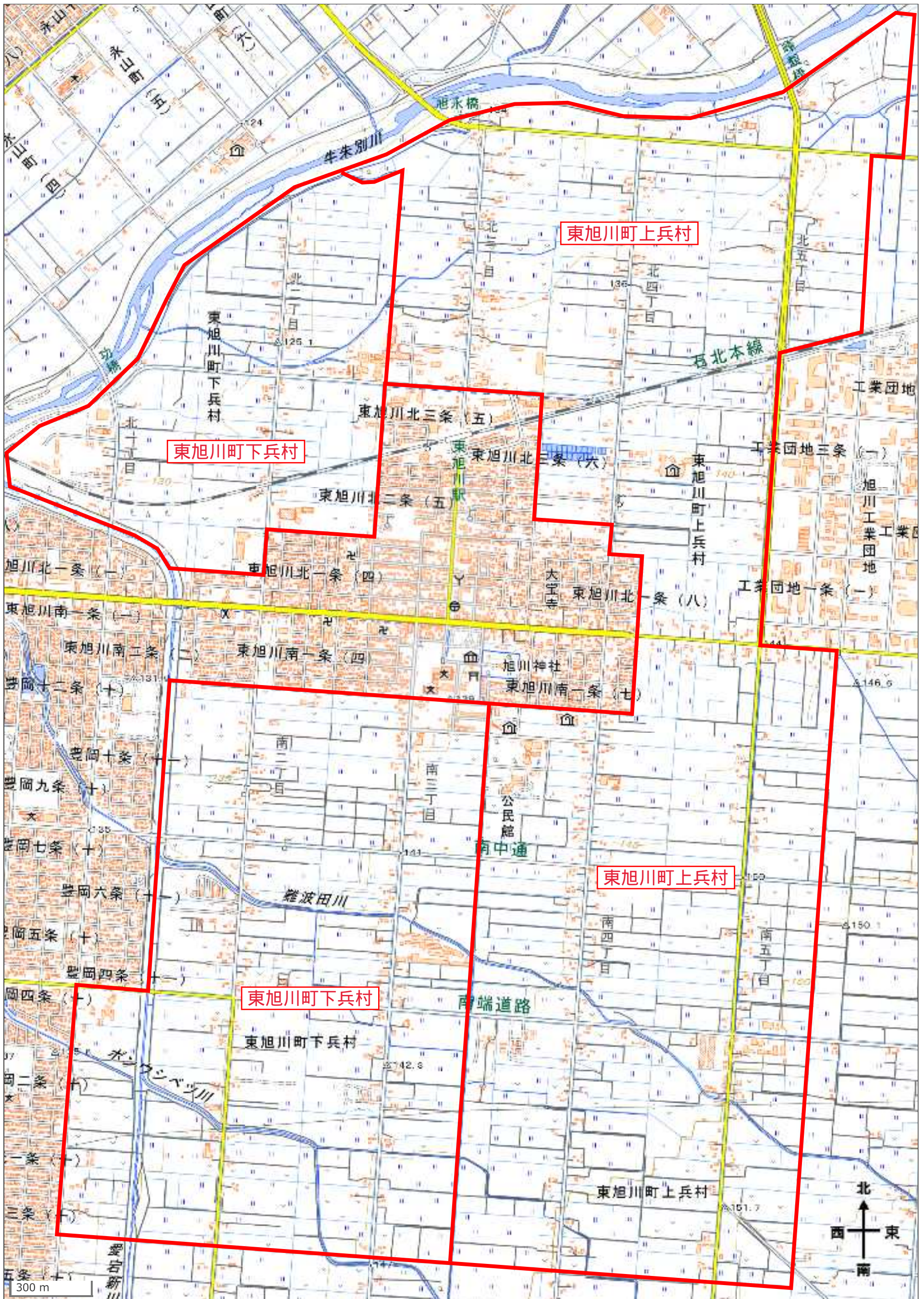


0 0.5 1km 1.5 2km

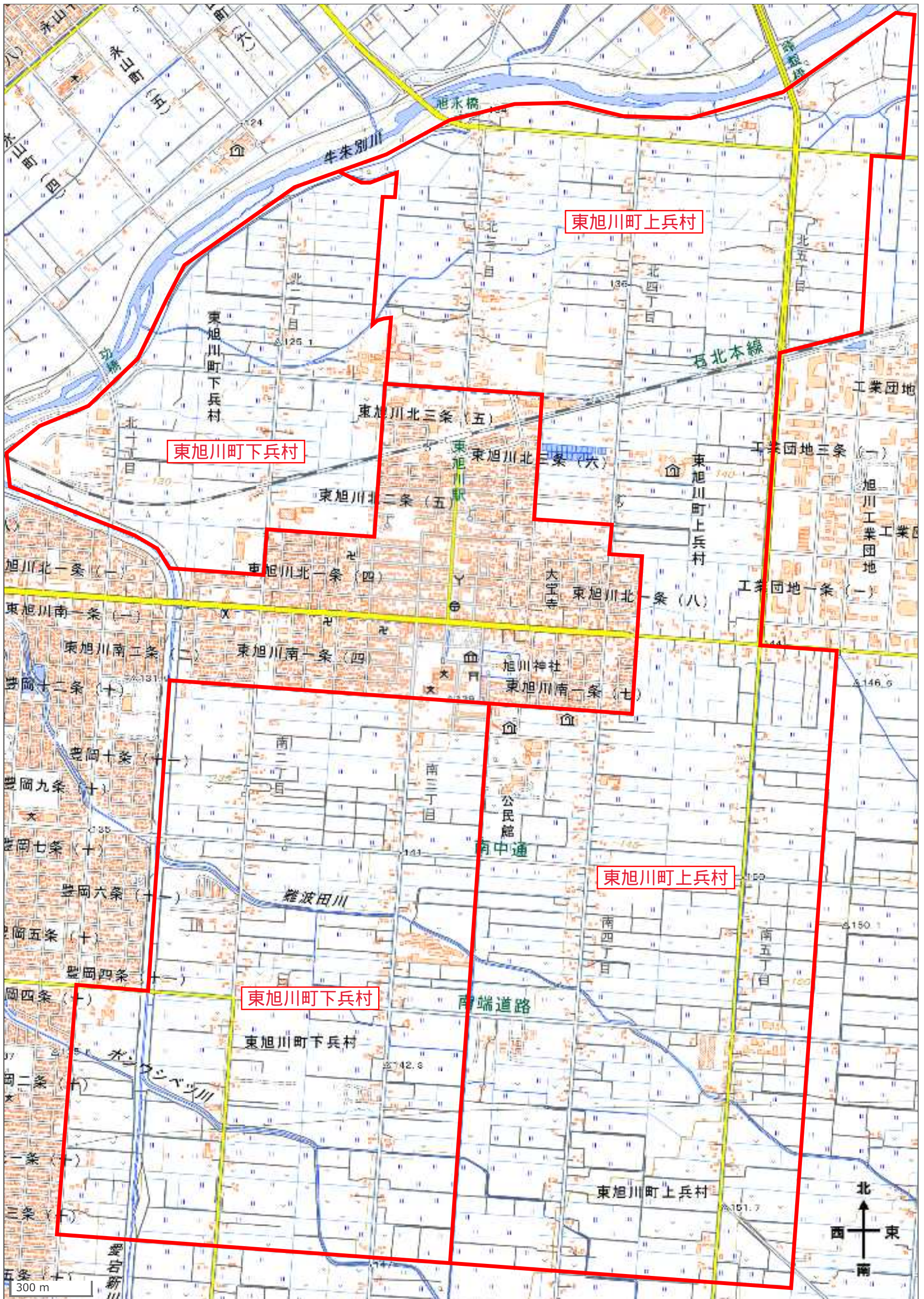


[縮尺: 1/50000]





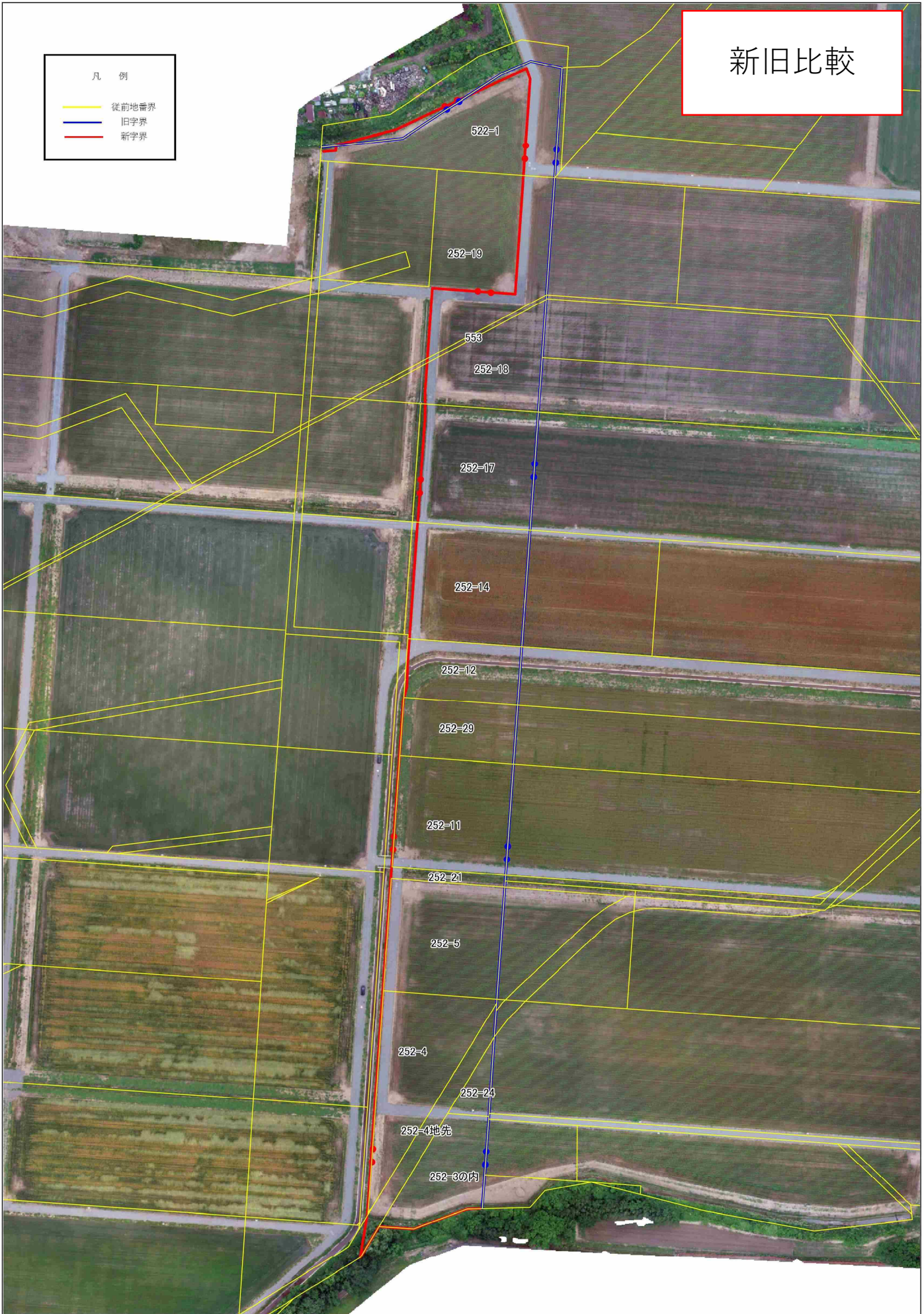




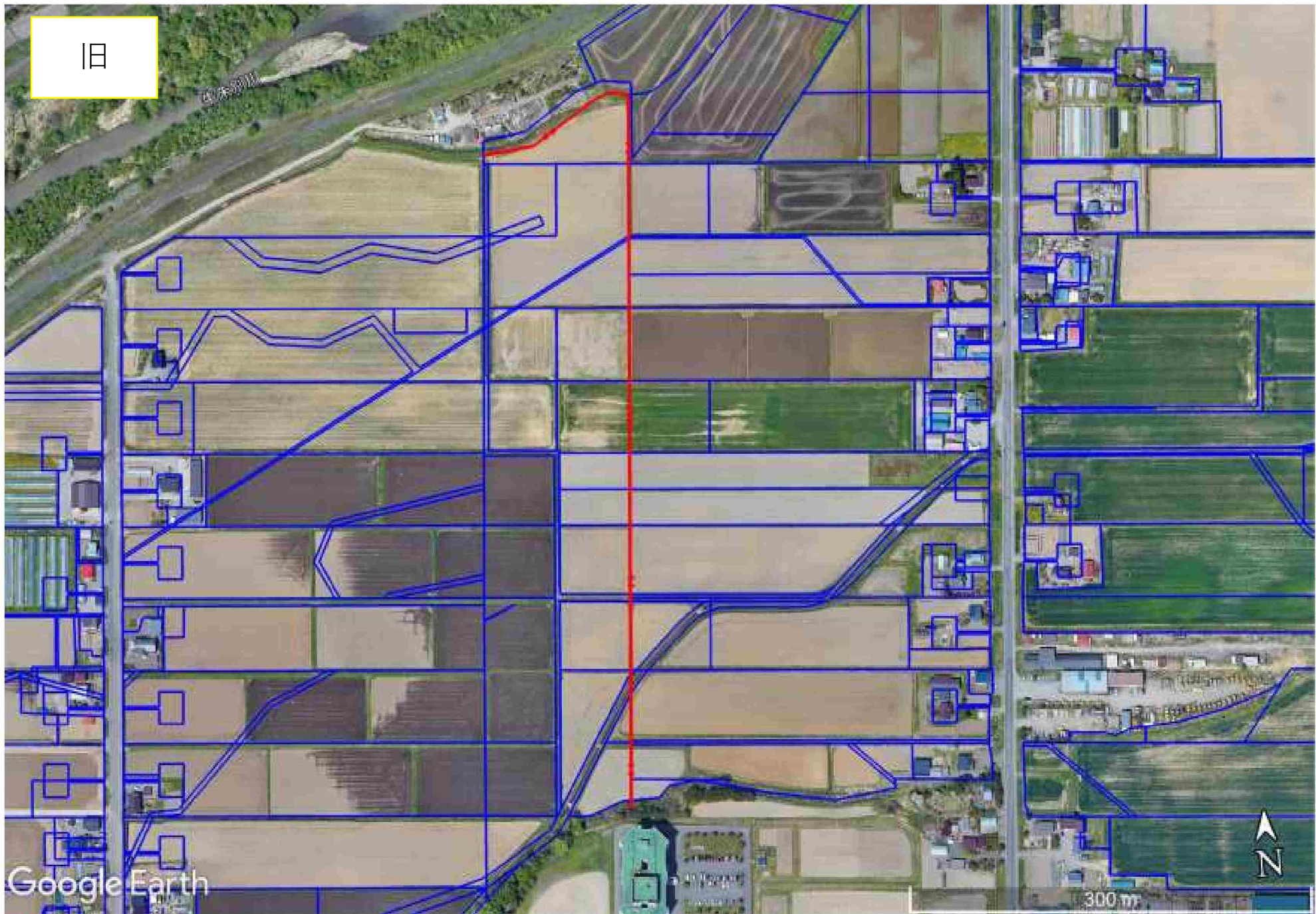
新旧比較

凡 例

- 従前地番界
- 旧字界
- 新字界



旧



Google Earth

300 m



新

平太河川

Google Earth

Image © 2024 Airmap

1/1

300 m

